



ハウスジーマン リフォームかし保険

(一般リフォーム保険・専有部分一括保険)

重要事項説明書

ご利用の前に必ずお読みください



住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社ハウスジーマン

ご契約にあたり重要な事項が記載されています

この保険は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(以下「住宅瑕疵担保履行法」といいます)に基づき、保険法人として指定を受けた株式会社ハウスジーマン(以下「ハウスジーマン」といいます)が、リフォーム事業者様を対象としてご提供します。

この「重要事項説明書」には、*ハウスジーマン リフォームかし保険の内容をご理解いただくために、特にご確認いただきたい事項を記載しています。大切に保管してください。

*「ハウスジーマン リフォームかし保険」は、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険の略称です。

重要!

- (1) 必ずご一読のうえ内容をご確認ください。リフォーム工事の注文者様には、事故発生時など必要に応じてご参照ください。
- (2) 特に、保険金をお支払いできない主な場合など、リフォーム事業者様または注文者様にとって不利益な情報が記載された部分につき、十分ご確認ください。

注文者様に対しては、この重要事項説明書をお渡しいただきますとともに、概要説明書を用いて、説明をお願いいたします。ご説明後、契約内容確認シート(注文者様用)に注文者様のご署名またはご捺印をいただき、保険取次店またはハウスジーマンにご返送ください。

ご注意

この保険契約の募集を郵送により行う場合は、本冊子の送付をもって、重要事項説明とさせていただきます。内容を了知いただきましたことの確認として、保険契約申込書または「契約内容確認シート」にご捺印のうえ、保険取次店またはハウスジーマンにご返送願います。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。ご不明な点については、保険取次店またはハウスジーマンにお問い合わせください。

重要事項説明書

ハウスジーマン リフォームかし保険

(一般リフォーム保険・専有部分一括保険)

保険契約概要のご説明

この保険契約は、保険証券記載の住宅(以下「対象住宅」といいます)に対する保険証券記載のリフォーム工事(以下「対象リフォーム工事」といいます)に由来する工事の目的物の瑕疵に起因して生じた注文者様の損害に対して、当社所定の保証書によって瑕疵担保責任を履行するリフォーム事業者様にご加入いただくものです。

この「保険契約概要のご説明」には、この保険契約の内容をご理解いただくために、特にご確認いただきたい事項を記載しています。リフォーム事業者様には、保険契約に際して必ずお読みいただき、大切に保管くださいますようお願いいたします。

この書面は、保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。ご不明な点については、保険取次店またはハウスジーマンにお問い合わせください。

1. 商品の名称

(1) 商品の名称

ハウスジーマン リフォームかし保険 (住宅リフォーム瑕疵担保責任保険の略称です)

(2) 保険の種類

①一般リフォーム保険

以下の住宅に対するリフォーム工事に係る保険契約をいいます。

- a. 戸建住宅
- b. 階数3以下かつ延べ床面積500㎡未満の共同住宅(以下「小規模共同住宅」といいます)
- c. 小規模共同住宅以外の共同住宅(以下「一般共同住宅」といいます)の専有部分およびみなし専有部分(住宅が区分所有されていない共同住宅において、区分所有されている共同住宅の専有部分に該当する部分をいいます)

②リフォームライト

一般リフォーム保険のうち、次の工事をいずれも含まない請負金額500万円以下(増改築工事の金額を除きます)のリフォーム工事に係る保険契約をいいます。

- a. 構造耐力上主要な部分の新設・撤去を伴う工事

- b. 防水層の新設・撤去を伴う屋根工事
- c. 防水層の新設・撤去を伴う外壁工事

③専有部分一括保険

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造の区分所有でない一般共同住宅の3戸以上のみなし専有部分のリフォーム工事に係る保険契約をいいます。

①または②のリフォーム工事に増改築工事を伴う場合は、増改築工事に関する特約を付帯して、増改築工事を保険契約の対象に含めることができます。

2. 保険金の支払の対象となる範囲

(1) 保険金をお支払いする場合

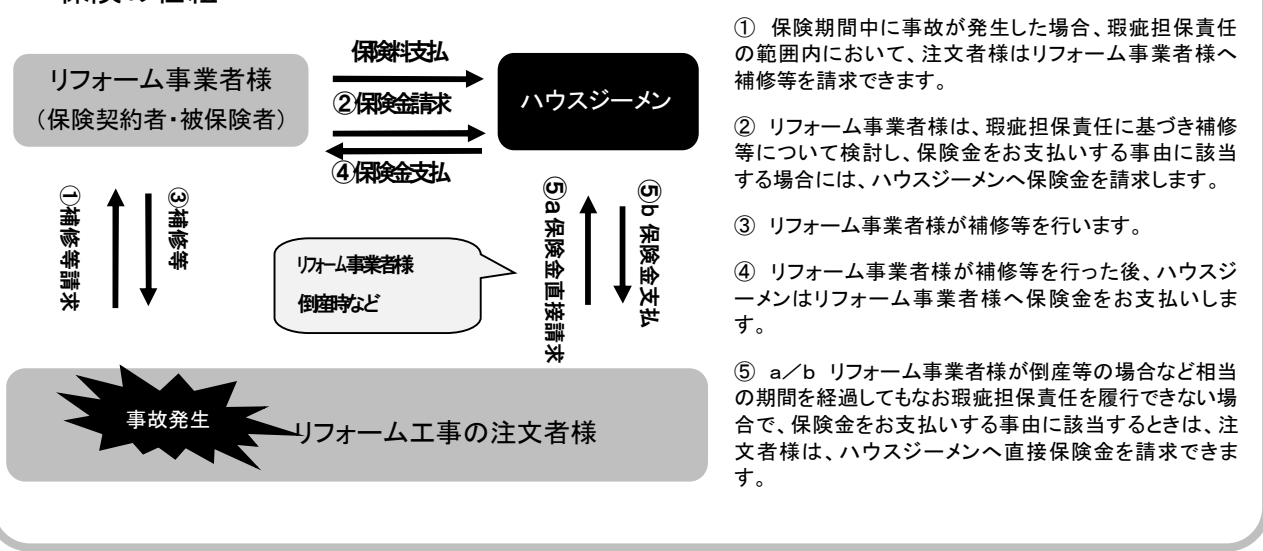
保険金をお支払いする場合は次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

- ①対象リフォーム工事に由来する工事の目的物の瑕疵に起因してその目的物に次の事由が生じた場合(以下「事故」といいます)に、リフォーム事業者様が注文者様の損害に対して当社所定の保証書によって履行する瑕疵担保責任について、保険金をお支払いします。
- a. 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合
 - b. 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合
 - c. aおよびbの他、対象リフォーム工事の目的物に本書末尾の別表「不具合事象」に掲げる著しい不具合が生じるなど、その目的物が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合

ただし、増改築工事に関する特約を付帯した保険契約における増改築部分(基礎を新設するもので階数3以下かつ当該部分に人の居住の用途を含むものに限り、以下同様とします)の場合は、cは保険金支払の対象から除きます。

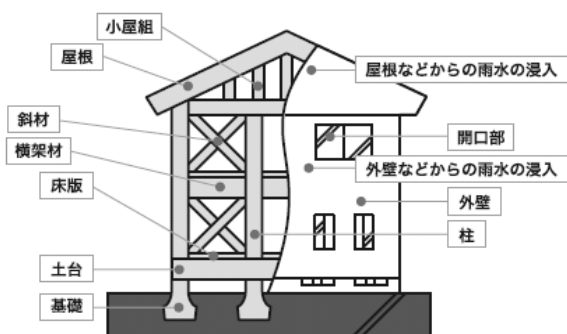
- ②対象住宅に事故が発生した場合において、リフォーム事業者様が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できないときは、リフォーム事業者様が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲において、注文者様はハウズジーメンに直接保険金を請求し、受領できます。この場合、当社は、リフォーム事業者様に損害をてん補したものとみなします。

保険の仕組

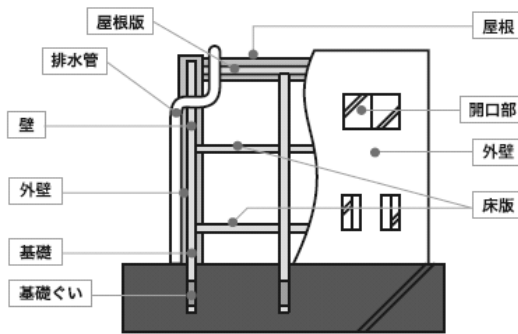


- ① 保険期間中に事故が発生した場合、瑕疵担保責任の範囲内において、注文者様はリフォーム事業者様へ補修等を請求できます。
- ② リフォーム事業者様は、瑕疵担保責任に基づき補修等について検討し、保険金をお支払いする事由に該当する場合には、ハウズジーメンへ保険金を請求します。
- ③ リフォーム事業者様が補修等を行います。
- ④ リフォーム事業者様が補修等を行った後、ハウズジーメンはリフォーム事業者様へ保険金をお支払いします。
- ⑤ a/b リフォーム事業者様が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合で、保険金をお支払いする事由に該当するときは、注文者様は、ハウズジーメンへ直接保険金を請求できます。

構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分



木造(在来軸組工法)の戸建住宅
(例)2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成



鉄筋コンクリート造(壁式工法)の共同住宅
(例)2階建ての場合の骨組み(壁、床版)等の構成

(2) 対象リフォーム工事の目的物の範囲

対象住宅のうち、対象リフォーム工事の直接の対象となる部分をいい、対象住宅と一体となっていない屋外設備装置ならびに家財、什器、備品および可搬式・移動式の機器等を含みません。

ただし、増改築工事に関する特約を付帯した保険契約の場合は、増改築部分を含みます。

(3) お支払する保険金の範囲

保険金をお支払いする損害の範囲は、次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

- ①事故を補修するために必要な材料費、労務費その他の直接補修に要する費用
- ②瑕疵担保責任に関する解決のために必要となる訴訟、和解、調停、仲裁または示談に要した費用
- ③事故につきリフォーム事業者様が第三者に対して有する損害賠償その他の請求権を行使または保全するために必要な手続の費用
- ④事故の補修に直接必要な、事故の状況もしくは発生部位または補修の範囲もしくは方法等を確定するための調査費用
- ⑤対象住宅に現に居住されている方が事故の補修等のために余儀なくされた、補修期間中の仮住まい・転居の費用

ただし、故意・重過失損害担保(後記「注意喚起情報」の3.をご参照ください)については、②と③は対象になりません。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由により生じた損害に対しては保険金をお支払いいたしません。

詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

- ①保険契約者、被保険者もしくはこれらの下請人もしくは受託者、注文者様(注文者と対象住宅の所有者が異なる場合は、注文者または当該所有者)、またはこれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失
- ②洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象、または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然もしくは外来の事由
- ③土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出もしくは流入または土地造成工事の瑕疵

- ④対象住宅の虫食いもしくはねずみ食い、対象住宅の性質による結露または瑕疵によらない対象住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色もしくはその他類似の事由
- ⑤植物の根等の成長または小動物の害
- ⑥瑕疵に起因して生じた対象住宅以外の財物の滅失、き損もしくは汚損または対象住宅その他の財物の使用の阻害
- ⑦対象住宅または対象リフォーム工事に採用された工法に伴い対象住宅に通常生じうる雨水の浸入、すきま、たわみ等その他の事象
- ⑧建築材料、内外装もしくは塗料等の色、色調もしくは柄の選択または塗装仕上面の色むらもしくは濃淡
- ⑨対象住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
- ⑩被保険者が不相当であると指摘したにもかかわらず、注文者が採用したまたは採用させた設計・施工方法または資材の瑕疵
- ⑪対象リフォーム工事により供給、設置、更新または修繕した設備、機器または器具等自体の不具合（被保険者による施工または組立上の瑕疵によって生じた当該不具合を除きます）
- ⑫事故によらずに生じた防音性能または断熱性能の未達その他の注文者が意図した効能または性能の不発揮
- ⑬地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑭戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ⑮核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑯石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品または石綿の代替物質を含む製品の発がん性その他有害な特性

4. 主な特約およびその概要

保険契約の内容により特約が付帯されます。それぞれの保険契約に適用される特約は、保険証券または保険付保証明書にてご確認ください。詳細はそれぞれの特約をご参照ください。

| 特約名 | 概要 |
|--------------|--|
| 故意・重過失損害担保特約 | 普通保険約款では免責となるリフォーム事業者様等の故意もしくは重大な過失により生じた損害または告知義務違反を理由として保険金が支払われない損害について、リフォーム事業者様の倒産等の場合に、注文者様（宅地建物取引業者を除きます）が直接保険金を請求できるときに保険金をお支払いする特約です。ただし、注文者様等の故意もしくは重大な過失、または注文者様等が告知義務違反の事実を知っていた場合を除きます。 |
| 増改築工事に関する特約 | 増改築工事を含むリフォーム工事を対象にする保険契約に付帯します。増改築工事部分に関する保険金支払事由、保険期間および保険金額について定めています。 |

5. 保険期間

保険期間は、次の①～③の事故（場合）に応じてそれぞれ記載のとおりです。

- ①構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 5年間
- ②雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合 5年間
- ③①および②の他、対象リフォーム工事の目的物に著しい不具合が生じるなど、その目的物が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合 1年間

ただし、増改築工事に関する特約を付帯した保険契約における増改築部分は、①および②の保険期間は10年間です。③の事故は、保険金支払の対象から除きます。

6. 保険金額等の保険契約の引受条件

(1) 保険金額

①一般リフォーム保険

リフォーム事業者様（保険契約者）が、対象リフォーム工事の請負金額（増改築工事の金額を除きます）以上で、下表のいずれかの金額から選択して決定した金額（当該請負金額が1,000万円を超える場合は、保険金額を1,000万円）

| 保険金額 | 保険金額 |
|-------|---------|
| 100万円 | 600万円 |
| 200万円 | 700万円 |
| 300万円 | 800万円 |
| 400万円 | 900万円 |
| 500万円 | 1,000万円 |

ただし、増改築工事に関する特約を付帯した保険契約における増改築部分については、別途2,000万円

②リフォームライト

リフォーム事業者様（保険契約者）が、対象リフォーム工事の請負金額（増改築工事の金額を除きます）以上で、下表のいずれかの金額から選択して決定した金額

| 保険金額 |
|-------|
| 100万円 |
| 200万円 |
| 300万円 |
| 400万円 |
| 500万円 |

ただし、増改築工事に関する特約を付帯した保険契約における増改築部分については、別途2,000万円

③専有部分一括保険

リフォーム事業者様（保険契約者）が、リフォーム工事の対象専有部分ごとに請負金額（または全ての対象専有部分について平均専有部分請負金額）以上で、下表の金額から選択して決定した金額とします。ただし、対象住戸につき500万円を限度とします。

| 保険金額 |
|-------|
| 100万円 |
| 200万円 |
| 300万円 |
| 400万円 |
| 500万円 |

(2) その他の限度額

| | |
|----------------------------|---|
| 調査費用限度額(1事故あたり) | 補修金額の10% ただし、この額が10万円に満たない場合は10万円とし、50万円を超える場合は50万円とします。 |
| 仮住まい・転居費用限度額 (1事故あたり) | 50万円 ただし、実額を限度とします。 |
| 1リフォーム事業者様(被保険者)あたり 限度額 | 同一年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間をいいます)に1リフォーム事業者様から当社がお引き受けした住宅リフォーム瑕疵担保責任保険契約および大規模修繕工事瑕疵担保責任保険契約の保険契約を合算して、保険金額の合計額の10%または10億円のいずれか大きい額 |
| 同一年度全引受保険契約限度額 | 同一年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間をいいます)に当社がお引き受けした住宅リフォーム瑕疵担保責任保険および大規模修繕工事瑕疵担保責任保険に関し、全ての保険契約(被保険者を問いません)を合算して、30億円 |

専有部分一括保険については、1住棟につき合計で5,000万円を限度とします。

故意・重過失損害担保については、当社が支払を受ける再保険金の額が限度になります。

(3) 免責金額

1事故につき、10万円または前記2.(3)の①～⑤の費用の合計額に20%を乗じた額のうちいずれか大きい額

ただし、注文者様の直接請求の場合は、1事故につき10万円とします。

保険契約では支払われない免責金額部分は、リフォーム事業者様(直接請求の場合は注文者様)の自己負担となります。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」には、リフォーム事業者様および注文者様にとって不利益になる事項など、特にご注意ください。また、ご注意いただきたい事項を記載しています。

この書面は、保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約をご参照ください。ご不明な点については、保険取次店またはハウズジメンにお問い合わせください。

1. 事故が発生した場合の手続き

(1) リフォーム事業者様へ

①事故を発見した場合または注文者様から事故の通知を受けた場合には、直ちにハウズジメンにご連絡ください。当社は、状況を確認した後、保険金のご請求対象となる場合は、リフォーム事業者様に所定の

事項について書面的にご提出をお願いします。正当な理由なくこれらの連絡等がなされなかった場合には、保険金の全部または一部についてお支払いできないことがあります。

- ②この保険契約では、ハウズジーマンがリフォーム事業者様に代わって注文者様との示談交渉を行うサービスはありません。リフォーム事業者様が瑕疵担保責任を負う事故が発生した場合は、ご自身で注文者様との示談交渉を進めていただくこととなります。
- ③示談交渉は、必要に応じてハウズジーマンとご相談いただきながらおすすめてください。予め当社の承認を得ないで補修工事を行った場合または賠償金等をお支払いになった場合には、その全部または一部について保険金をお支払いできないことがあります。

(2) 注文者様へ

- ①事故を発見した場合は、直ちにリフォーム事業者様にご連絡ください。ハウズジーマンは、リフォーム事業者様からの通知により状況を確認した後、保険金のご請求対象となる場合は、リフォーム事業者様に所定の事項について書面的にご提出をお願いします。
- ②リフォーム事業者様が、倒産等により相当の期間を経過してもなお対象住宅の補修等を行えない場合には、ハウズジーマンにご連絡ください。当社は、状況を確認した後、保険金を直接ご請求いただける場合は、所定の事項について書面的にご提出をお願いします。
- ③正当な理由なくこれらの連絡等がなされなかった場合には、保険金の全部または一部についてお支払いできないことがあります。

2. 注文者様による保険金の直接請求の取扱い

対象住宅に事故が発生した場合において、リフォーム事業者様が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できないときは、リフォーム事業者様が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲において、注文者様はハウズジーマンに直接保険金を請求し、受領できます。この場合、当社は、リフォーム事業者様に損害をてん補したものとみなします。保険契約では支払われない免責金額は、注文者様の自己負担となります。

その他の保険金をお支払いできない事由に当たる場合は、保険金をお支払いできません。

3. 故意または重過失の場合における取扱い

保険契約者、被保険者もしくはこれらの下請人もしくは受託者、注文者様(注文者と対象住宅の所有者が異なる場合は、注文者または当該所有者)、もしくはこれらの者と雇用契約のある者の故意もしくは重大な過失により生じた損害、または保険契約者等の告知義務違反を理由として保険金が支払われない損害は、上記2.により注文者様からハウズジーマンに直接保険金をご請求いただける場合に限って、保険金支払の対象となります。ただし、注文者様等の故意もしくは重大な過失、または注文者様等が告知義務違反の事実を知っていた場合を除きます。

その他の保険金をお支払できない事由に当たる場合は、保険金をお支払いできません。

故意または重過失の場合における取扱いは、故意・重過失損害担保特約を付帯した保険契約に限ります。この特約は、注文者様が宅地建物取引業者である場合には、付帯いただけません。

4. 個人情報の取扱い

ハウズジーマンは、皆様からお預かりした個人情報を以下のとおり取り扱います。

(1) 個人情報の利用目的

ハウズジーメンの営む次の業務の実施ならびに取扱商品およびサービス(関連会社または提携会社に取り扱う商品およびサービスを含みます)のご案内またはご提供等に利用します。

- ・住宅瑕疵担保責任保険業務
- ・住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価業務
- ・独)住宅金融支援機構フラット 35 住宅適合証明検査業務
- ・住宅履歴書サービス業務
- ・住宅地盤保証取次業務
- ・住宅ローン取次業務
- ・完成保証業務
- ・その他住宅瑕疵担保責任保険法人として国土交通大臣の認可を受けて行う業務
- ・その他住宅の検査業務 など

当社は、上記の利用目的について、それらのいずれかと相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において、変更することがあります。ただし、当社は、当該変更を行う場合は、その内容をホームページ等により公表します。

(2) 個人情報の提供

次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

- ・法令に基づく場合
 - ・人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
 - ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要な場合
 - ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - ・個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先へ個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合
 - ・住宅ローン取次業務に関連して、当社グループ会社との間で共同利用を行う場合
 - ・住宅ローンを含む住宅関連のサービス・商品・セミナー等に関する情報を案内するために、当社グループ会社または保険・住宅関連の公的な機関・協会へ提供する場合
 - ・当社業務に必要な再保険契約または損害保険契約に関して、再保険引受先へ提供する場合
 - ・一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会が行う保険に関する相談もしくは保険事故の対応またはセミナーの開催を含む関係者への情報提供のために必要な場合
 - ・住宅瑕疵担保責任保険契約が付保された住宅について生じる紛争解決に向けたあっせん等を行う指定紛争処理機関またはその支援をおこなう財団法人住宅リフォーム・紛争処理センターへ提供する場合 など
- 当社は、上記の個人データを第三者へ提供する場合について、それらのいずれかと相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において、変更することがあります。ただし、当社は、当該変更を行う場合は、その内容をホームページ等により公表します。

(3) 個人情報の取扱いの詳細

その他の詳細については、当社ホームページ(<http://www.house-gmen.com>)をご参照ください。

5. ハウズジーメン破綻時の取扱い

ハウズジーメンの経営が破綻した等により保険法人の指定を取り消された場合には、その保険等の業務の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する保険法人に引き継がれます。

6. 保険証券・保険付保証明書(ご確認後、大切に保管ください)

ハウズジーメンは、ご契約締結後、リフォーム事業者様に保険証券と保険付保証明書を交付します。保険付保証明書は、注文者様に必ずお渡しください。保険証券および保険付保証明書には保険契約の内容が記載されていますので、ご確認のうえ、大切に保管してください。

7. 保険協会審査会への審査の請求について

①対象住宅の事故に関する保険金支払に関してハウズジーメンと紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会(以下「保険協会審査会」といいます)に審査を請求することができます。ただし、審査を請求するための条件がありますので、ご確認ください。

【審査を請求するための条件】

- ・ハウズジーメンに事故通知をした日から原則2ヶ月を経過していること
 - ・保険協会審査会への申請料54,000円(消費税込み)を負担いただくこと
(ただし、注文者様が直接請求される場合の申請料は10,800円(消費税込み)になります)
 - ・ご請求者(注文者様またはリフォーム事業者様)の個人情報を含む情報を当社から保険協会審査会へ提供することに同意していただくこと
- ②ハウズジーメンは、特段の理由がない限り、保険協会審査会の意見に従います。

【連絡先】

一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会審査会窓口(保険協会審査会に関する専用窓口)
電話 03-3580-0338(平日9:00~17:00 土日祝日および年末年始等は休み)

【ご注意ください】

保険協会審査会に関する内容以外のご相談は、お受けできません。
保険協会ホームページ <http://www.kashihoken.or.jp/> の審査会に関する説明ページからメールフォームに必要事項を入力して問い合わせすることもできます。

この保険契約に関する相談・苦情・連絡窓口

この保険契約に関するお問合せ、相談・苦情、事故の連絡等は、ハウズジーメンにご連絡ください。

株式会社ハウズジーメン

| 窓口 | 電話 | 受付時間 |
|---------------------------------|--------------|------------------------------------|
| 受付センター(お問合せ全般・保険事故の受付) | 03-5408-8486 | 受付時間 |
| お客様相談室(ご相談、苦情) | 03-5408-6088 | 平日9:30~17:30 |
| 夜間休日受付窓口 (お客様相談および保険事故の一報受付) | 0120-516-335 | 受付時間 平日18:00-翌朝9:00 土日祝日24時間 |

リフォーム事業者様にお読みいただきたい事項

この保険契約の手続きに関し、リフォーム事業者様に特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

1. 告知および通知等の義務

(1) 保険契約申込時における注意事項(申込書の記載に関する注意事項)

リフォーム事業者様には、保険契約申込時にハウズジーメンに重要な事項を申し出ていただく義務(告知義務といえます)があります。

申込書その他の提出書類の記載事項のうち重要な事項について、事実と相違する事項を記載した場合または記載しなかった場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、当社は、書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

ハウズジーメンは対象住宅の対象リフォーム工事に対して現場検査を行います。この現場検査に適合とならない場合には、保険契約の締結ができません。(この場合には、改修等工事を行い、再度の現場検査において適合となる必要があります)

(2) 注文者様による対象リフォーム工事の完了確認等

対象リフォーム工事完了後、注文者様から工事完了確認書を受領し、当社にご提出いただきます。

(3) 保険契約締結後における注意事項

リフォーム事業者様には、保険契約申込後に次の変更等が生じる場合には、ハウズジーメンに通知していただく義務(通知義務といえます)があります。

- ① 重複保険契約を他の保険者と締結しようとする場合、または他の保険者と締結する重複保険契約が存在することを知った場合
- ② 保険契約申込書その他の提出書類の記載事項につき変更をしようとする場合または変更が生じたことを知った場合

上記のご通知がない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、当社は、通知いただいた変更により危険または危険の増加があると認めるときは、書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

2. 保険料等およびお支払方法

(1) 保険料等について

保険料等は、保険料と現場検査料の合計になります。

- ① 保険料は非課税です。
- ③ 現場検査料には、消費税が含まれています。

実際にお支払いいただく保険料等は、保険取次店またはハウズジーメンにお問い合わせください。

(2) 保険料等のお支払方法

保険料等は、当社の定める期日までに一時払いにてお支払いください。万一その期日までに保険料等をお支払いいただけていない場合には、当社は、期日以後の現場検査を実施しないことおよび書面により通知のうえお申込みいただいた保険契約を取り消すことができます。

お支払方法が口座振替の場合は、ハウズジーメンの定める振替日(計上月の翌々月5日(休日の場合は翌営業日))の前日までに、設定いただいた口座に保険料等の振替えに必要な残高をご用意ください。万一振替えができなかった場合には、リフォーム事業者様は、当社の定める期日までに当社の指定した場所に保険料等を支払わなければなりません。

口座振替にてお支払いいただいた保険料等に対しては、領収書は発行いたしません。

振込みにより保険料等をお支払いいただく場合の振込手数料は、振込者のご負担にてお願いいたします。

(3) 最終検査日の変更等による現場検査料の取扱いについて

最終検査日の変更等により、お支払いいただいた現場検査料と適用される現場検査料が異なることとなった場合には、これにより生じた差額を追徴または返戻いたします。

3. 保険証券等の交付申請および注文者様への保険契約概要のご説明

(1) 保険契約の締結

対象リフォーム工事が完了し、注文者様から工事完了確認書をいただきました後、速やかに次の書類を添えてハウズジーメンに保険証券の交付を申請してください。当社は、現場検査において対象リフォーム工事が適合と判定されていることおよび保険料等の全額をお支払いいただいていることを条件に、保険証券を交付いたします。

<保険証券交付申請必要書類>

- ①保険証券交付申請書
- ②注文者様の工事完了確認書の写し
- ③被保険者が注文者様に対して瑕疵担保責任を負担することを約定する当社所定の保証書の写し
- ④契約内容確認シート(注文者様用)・・・下記(2)をご参照ください

事実と相違する事項を記載した場合または事実を記載しなかった場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(2) 注文者様への保険契約概要のご説明

注文者様にこの重要事項説明書をお渡しし、概要説明書を用いてご説明ください。

特に、保険金をお支払いできない主な場合など、注文者様にとって不利益な情報が記載された部分につき、十分ご確認いただくとともに、大切に保管するようお伝えください。

ご説明後、「契約内容確認シート(注文者様用)」に注文者様の署名または記名捺印をいただき、上記(1)の保険証券交付申請の時までに、ハウズジーメンにご提出ください。

4. その他

(1) 保険契約申込みの取消し、締結後の条件変更等

保険契約申込日から起算して6ヶ月以内に対象リフォーム工事が完了していない場合または注文者様が対象リフォーム工事の完了後遅滞なく完了確認されない場合は、ハウズジーメンはリフォーム事業者様へ書面により通知のうえ、受理した保険契約の申込みを取り消すことができます。

保険期間が始まる前に保険契約を取り消す場合には、保険料から当社所定の事務手数料を控除した額を返還し、未実施の現場検査があるときは、当該未実施の現場検査料の合計額から事務手数料を控除した額を返還いたします。

この保険契約の締結後は、注文者様の書面による事前の同意を得た場合を除き、保険契約の条件変更または解約はできません。

詳細は、保険取次店またはハウズジーメンにお問い合わせください。

(2) 保険契約の無効について

この保険契約は、法律上無効となる場合のほか、保険契約締結に関し、リフォーム事業者様、注文者様またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったときは無効となります。保険契約の無効が、ハウズジーメンの責めに帰すことができない事由によるときは、保険料から当社所定の事務手数料を控除した額に対して、ハウズジーメンがその事実を知った日の属する保険年度を経過した以後の期間の全保険期間に対する月割をもって計算した額を返還します。ただし、詐欺による無効の場合は、一切返還いたしません。

(3) 共同保険契約について

この保険契約が複数の保険法人による共同保険契約の場合は、各引受保険法人は引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の権利を有し、義務を負います。幹事保険法人が、他の引受保険法人の業務・事務の代理・代行を行います。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

この保険契約は、営業または事業のための契約であり、クーリングオフ(契約申込みの撤回)の対象とはなりませんのでご注意ください。

別表 「不具合事象」

| 工事の目的物 | | 事象 |
|------------------|---------------------------------------|---|
| コンクリート工事 | 玄関土間、犬走りまたはテラス等の構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分 | 著しい沈下、ひび割れ、不陸または隆起が生じること |
| 木工事 | 床、壁、天井、屋根または階段等の木造部分 | 著しいそり、すきま、割れまたはたわみが生じること |
| ボード、表装工事 | 床、壁または天井等のボードまたは表装工事による部分 | 仕上材に著しい剥離、変形、ひび割れ、変質、浮き、すきままたははしみが生じること |
| 建具、ガラス工事 | 内部建具の取付工事による部分 | 建具または建具枠に著しい変形、亀裂、破損、開閉不良またはがたつきが生じること |
| 左官、タイル工事 | 壁、床または天井等の左官、吹付け、石張またはタイル工事部分 | モルタル、プラスター、しっくいまたは石・タイル等の仕上部分もしくは石・タイル仕上げの目地部分に、著しい剥離、亀裂、破損または変退色が生じること |
| 塗装工事 | 塗装仕上の工事による部分 | 著しい白化、白亜化、はがれまたは亀裂が生じること |
| 屋根工事 | 屋根仕上部分 | 屋根ふき材に著しいずれ、浮き、変形、破損または排水不良が生じること |
| 内部防水工事 | 浴室等の水廻り部分の工事による部分 | タイル目地の亀裂もしくは破損、防水層の破断または水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良が生じること |
| 断熱工事 | 壁、床または天井裏等の断熱工事を行った部分 | 断熱材のはがれが生じること |
| 防露工事 | 壁、床または天井裏等の防露工事を行った部分 | 適切な換気状態での、水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露水のしたたりまたは結露によるかびの発生が生じること |
| 電気工事 | 配管または配線の工事を行った部分 | 破損または作動不良が生じること |
| | コンセントまたはスイッチの取付工事を行った部分 | 作動不良が生じること |
| 給水、給湯または温水暖房工事部分 | 配管の工事を行った部分 | 破損、水漏れまたは作動不良が生じること |
| | 蛇口、水栓またはトラップの取付工事を行った部分 | 破損、水漏れまたは作動不良が生じること |
| | 厨房または衛生器具の取付工事を行った部分 | 破損、水漏れ、排水不良または作動不良が生じること |
| 排水工事 | 配管の工事を行った部分 | 排水不良または水漏れが生じること |
| 汚水処理工事 | 汚水処理槽の取付工事を行った部分 | 破損、水漏れまたは作動不良が生じること |
| ガス工事 | 配管の工事を行った部分 | 破損、ガス漏れまたは作動不良が生じること |
| | ガス栓の取付工事を行った部分 | 破損、ガス漏れまたは作動不良が生じること |
| 雑工事 | 小屋裏、軒裏または床下の換気孔の設置工事を行った部分 | 脱落、破損または作動不良が生じること |

[

住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社ハウスジーマン

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-7-1 ランディック第2新橋ビル

受付センター TEL 03-5408-8486 FAX 03-5408-6034

お客様相談室 TEL 03-5408-6088

<http://www.house-gmen.com>

Copyright 株式会社ハウスジーマン

P140401-019(7)